

## 注 意 事 項

必ずお読みください

### 延滞金について

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から別表の区分による期日までの期間及びその期日の翌日から1月を経過するまでの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

ただし、各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年の延滞金特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントを加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

区 分	納 期 限
法定納期限内の申告	申 告 納 期 限
法定納期限後の申告	申 告 し た 日
修 正 申 告	修 正 申 告 し た 日 (提出期限前の申告は提出期限)
更 正 ・ 決 定	告 知 書 に 指 定 さ れ た 納 期 限 ( 別 紙 参 照 )

※延長法人の場合や、該当事業年度の申告期限から1年を超える日以後に修正申告を行う場合等は、延滞金の計算方法が異なります。  
詳細は、松山市ホームページの「くらしの情報」>手続き>税金>納付に関すること>市税の滞納・納税の猶予・延滞金」をご確認ください。